| | | |
|---|---|---|
| | 算式Ⅱ<br>B ＝ b1 ／ 0.04087 ×（b2 × 80.386 ＋ 0.338）×（b3 × 338.983 － 336.929）<br>b1 ／ 0.04087 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には、3 とし、（b2 × 80.386 ＋ 0.338）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、1 に満たないときは 1 とし、（b3 × 338.983 － 336.929）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、1 に満たないときは 1 とする。<br>［略］ | 算式Ⅱ<br>B ＝ b1 ／ 0.04087 ×（b2 × 80.386 ＋ 0.338）×（b3 × 338.983 － 336.929）<br>b1 ／ 0.04087 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、（b2 × 80.386 ＋ 0.338）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、1 に満たないときは 1 とし、（b3 × 338.983 － 336.929）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、1 に満たないときは 1 とする。<br>［同左］ |
| 市町村 | 算式<br>(0.5 × A ＋ 0.5 × B)×α× 0.856<br>0.5 × A 及び 0.5 × B に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 × A ＋ 0.5 × B が 6 を超える場合には 6 とする。<br>算式の符号<br>A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には、3 とする。）<br>算式Ⅰ<br>A ＝ ｛（a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4）／ a5｝／ 0.340<br>（a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4）／ a5 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。<br>算式Ⅰの符号<br>［略］<br>a2　令和 6 年 3 月 31 日現在において身体障害者福祉法の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 14　身体障害者手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数<br>a3　令和 6 年 3 月 31 日現在において療育手帳制度要綱の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 31　療育手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数<br>a4　令和 6 年 3 月 31 日現在において精神保健及び精神障害者福祉に | 市町村 | 算式<br>(0.5 × A ＋ 0.5 × B)×α× 0.803<br>0.5 × A 及び 0.5 × B に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 × A ＋ 0.5 × B が 6 を超える場合には 6 とする。<br>算式の符号<br>A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とする。）<br>算式Ⅰ<br>A ＝ ｛（a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4）／ a5｝／ 0.340<br>（a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4）／ a5 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。<br>算式Ⅰの符号<br>［同左］<br>a2　令和５年３月 31 日現在において身体障害者福祉法の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 14　身体障害者手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数<br>a3　令和５年３月 31 日現在において療育手帳制度要綱の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 31　療育手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該市町村の数に相当する数として総務大臣が通知した数<br>a4　令和５年３月 31 日現在において精神保健及び精神障害者福祉に |